

〈受入基準〉

病児保育が利用できない症状・状況

*38度以上の発熱が続いている 全身状態が消耗しているとき
*医師により病児保育の利用はできないと言われたとき
*新型コロナウイルス感染症、および濃厚接触者と判断されたとき
*感染性疾患 (麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱・流行性角結炎・インフルエンザ・感染性胃腸炎等の急性期で、他児に感染する恐れの高い時)
*嘔吐して食事ができないとき、下痢がひどく脱水症状がある (皮膚や唇の乾燥、涙がでない、ぐったりしているなど)
*咳がひどく呼吸困難 (喘息発作を含む)
*診療情報提供書の〈病名不明のときの症状〉にあてはまる場合は病名が確定されるまでお預かりできません

感染性疾患には利用基準があります。病児保育室の利用可能な病状を確認してください。

麻疹	解熱後3日が経過すれば利用可能 (解熱とは原則として解熱剤を使用せず、おおよそ37.5℃未満に解熱したこととする)
風疹	発疹が消失すれば利用可能
水痘	すべての発疹が痂皮化すれば利用可能
流行性耳下腺炎	耳下腺などの腫脹出現後5日が経過すれば利用可能
咽頭結膜熱	主症状消失後2日が経過すれば利用可能
インフルエンザ	解熱し、登園可能日の前日から利用可能 (解熱とは原則として解熱剤を使用せず、おおよそ37.5℃未満に解熱したこととする)
流行性角結膜炎	医師から感染のおそれがないと認められれば利用可能
溶連菌感染症	抗菌薬の内服開始後から利用可能
感染性胃腸炎	嘔吐、頻回・多量の下痢がなく、水分・食事が摂取できれば利用可能
マイコプラズマ感染症	利用可能
RSウイルス感染症	利用可能
ヒトメタニューモウイルス感染症	利用可能
ヘルパンギーナ	利用可能
手足口病	利用可能
突発性発疹	利用可能
伝染性紅班(リンゴ病)	医師の診断により利用可能
伝染性軟属腫(みずいぼ)	医師の診断により利用可能
伝染性膿痂疹(とびひ)	医師の診断により利用可能
アタマジラミ症	医師の診断により利用可能